

困ったとき、わからないときは…

相談  
しよう!

# 消費生活センター 県民サービスセンター

## 気仙沼・本吉圏



気仙沼地方振興事務所  
県民サービスセンター

0226-22-7000

仙台弁護士会  
気仙沼法律相談センター

0226-22-8222

東部地方振興事務所  
登米地域事務所  
県民サービスセンター

0220-22-5700

仙台弁護士会  
登米法律相談センター

0220-52-2348

東部地方振興事務所  
県民サービスセンター

0225-93-5700

仙台弁護士会  
石巻法律相談センター

0225-23-5451

## 栗原圏



北部地方振興事務所  
栗原地域事務所  
県民サービスセンター

0228-23-5700

北部地方振興事務所  
県民サービスセンター

0229-22-5700

仙台弁護士会  
古川法律相談センター

0229-22-4611

## 大崎圏



## 宮城県消費生活センター

022-261-5161

仙台弁護士会  
法律相談センター

022-223-2383

## 仙台圏



大河原地方振興事務所  
県民サービスセンター

0224-52-5700

仙台弁護士会  
県南法律相談センター

0224-52-5898

## 仙南圏



## 消費者ホットライン

188(嫌や!)

お住まいの地域でその日相談できる窓口につながります。

その他、市町村でも消費生活相談窓口を設置しています。

## 警察相談専用電話

#9110

## 相談受付時間

### 宮城県消費生活センター

平日:9:00~17:00 土日:9:00~16:00  
※祝日・年末年始はお休みです。

### 各地方振興事務所県民サービスセンター

平日:9:00~16:00  
※土日祝日年末年始はお休みです。

宮城県消費生活センターのホームページから、  
本情報誌のバックナンバーをご覧ください。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/miyaginojoho.html>

みやぎの消費生活情報



検索!



本情報誌についてのお問合せは、宮城県消費生活・文化課相談啓発班まで(電話 022-211-2524)

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

◆話を聞くだけのはずが、美容施術を受け 400 万円の請求に！

◆消費者の皆様へ～知事及び市町村長からのメッセージ～

◆消費税率引き上げに便乗した詐欺に注意！

◆借金の返済に困ったら



2019

October  
10 月号

第 115 号

## 話を聞くだけのはずが、美容施術を受け 400 万円の請求に！

### 事例

「最新の医療でメスを入れずに若々しくなる」という新聞の折り込み広告を見て、口のまわりのしわ取りについて話を聞こうと美容医療クリニックに出向いた。クリニックの女性から「ヒアルロン酸を含むいろいろな成分を注射する。安いものは長持ちしないが、これは15年もつ」と説明を受けたが、400万円と高額だったので手持ちの金がないと伝えた。しかし、「後で振り込めばよい」と言われ、断りきれずそのまま施術を受けた。施術から5日経つが、注射の痕がシミになり、口が腫れた。

### ★アドバイス★

- 折り込み広告を見て美容医療クリニックに行ったら、その場で契約を迫られて施術も実施され、数百万円の請求を受けたという深刻なトラブルが報告されています。
- 「簡単にきれいになれる」とうたう広告をうのみにしてはいけません。広告の情報だけに頼らず、料金やリスク等の情報収集をしましょう。
- 複数の美容医療クリニックを比較・検討し、保険適用の有無などについて契約・施術の前に十分に説明を受け、納得した上で契約する。
- 美容医療クリニックに行くときには、注意点をまとめた「消費者のための美容医療チェックリスト」（国民生活センター作成）を利用すれば確認漏れを防ぐことができます。
- 少しでも疑問や不安を感じたら、お住まいの自治体の消費生活センターにご相談ください。



©宮城県・旭プロダクション

消費者のための美容医療チェックリスト



検索！

## 消費者の皆様へ

### 知事及び市町村長からのメッセージ

県民の皆様への安心・安全な消費生活を確保するため、県及び市町村では、今後も引き続き、消費生活相談体制の充実や消費者被害の未然防止のための消費者教育・啓発活動など、消費者行政の推進に取り組めます。

宮城県知事	仙台市長	石巻市長	塩竈市長	気仙沼市長	白石市長
名取市長	角田市長	多賀城市長	岩沼市長	登米市長	栗原市長
東松島市長	大崎市長	富谷市長	蔵王町長	七ヶ宿町長	大河原町長
村田町長	柴田町長	川崎町長	丸森町長	亘理町長	山元町長
松島町長	七ヶ浜町長	利府町長	大和町長	大郷町長	大衡村長
色麻町長	加美町長	涌谷町長	美里町長	女川町長	南三陸町長

～ 困った時は、お近くの消費生活相談窓口へご相談ください ～

## 消費税率引き上げに便乗した詐欺に注意！



消費者庁イラスト集より

消費税率引き上げの関係で…

### 事例

銀行の業界団体を名乗る男から、「消費税率引き上げの関係で、高齢者に社会保険料の一部が戻ることとなった。通帳とキャッシュカードの番号を教えてください。お宅は4万円戻る」と電話があった。

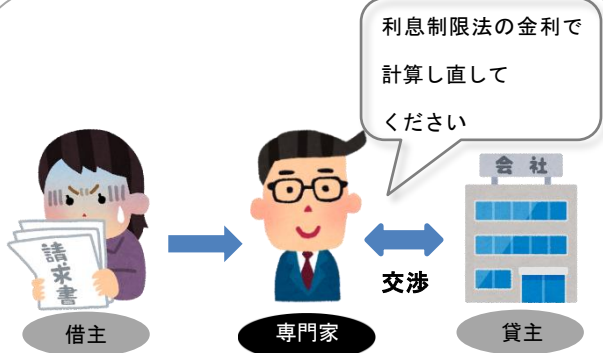
### ★アドバイス★

- 社会的に話題になっている出来事を悪用し、言葉巧みに近づく詐欺手口がみられます。今後、消費税率の引き上げに便乗した手口の発生が予想され、注意が必要です。
- 金融機関や行政等が、消費税率引き上げを理由に消費者個人に電話をかけることはありません。「お金が戻ってくる」等と言われても信用してはいけません。
- 着信番号通知や録音機を活用し、知っている人以外の電話には直接出ないということもトラブルを避ける一つの方法です。
- 不審な電話があったら、すぐに最寄りの警察や消費生活センターにご相談ください。

# 借金の返済に困ったら

借金（債務）を予定どおりに返済できなくなると、精神的に追い詰められてしまうことがあります。債務を整理する手続きには4つの方法がありますが、借金の額や、収入、資産などによって適した方法が異なります。一人で抱えこまず、まずは消費生活センターや弁護士などの専門家に相談しましょう。

## 1. 任意整理



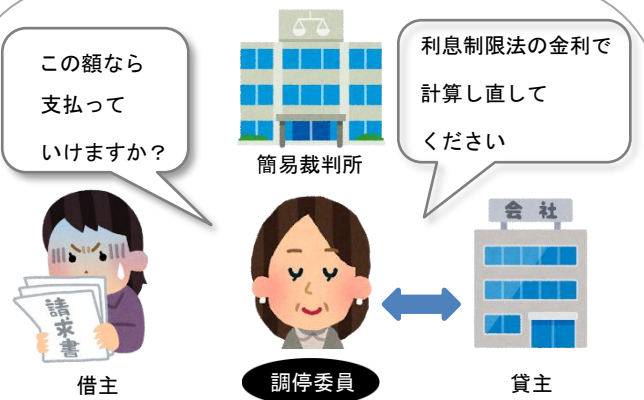
弁護士や司法書士が借主の代理人として、裁判所を使わずに貸主と交渉し、借金の返済方法や金額を決め直します。代理人の介入後、借主への取立ては止まります。

長所：早期の柔軟な解決が可能。

注意：貸主の合意が必要。

※2、3、4の手続きでも債務整理の過程で取立ては止ります。

## 2. 特定調停

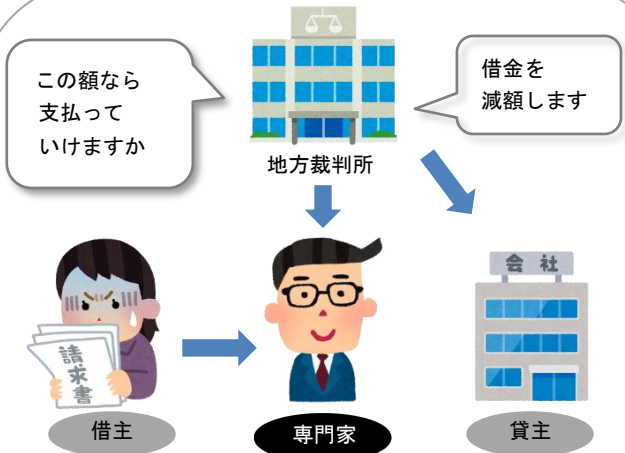


簡易裁判所に申し立て、調停委員の仲介で貸主と借金の返済方法や金額を決め直します。

長所：手続きが容易。自分で申し立てれば弁護士等に依頼するより費用が抑えられる。

注意：貸主の合意が必要。調停に従った支払ができないと強制執行されるおそれあり。

## 3. 個人民事再生

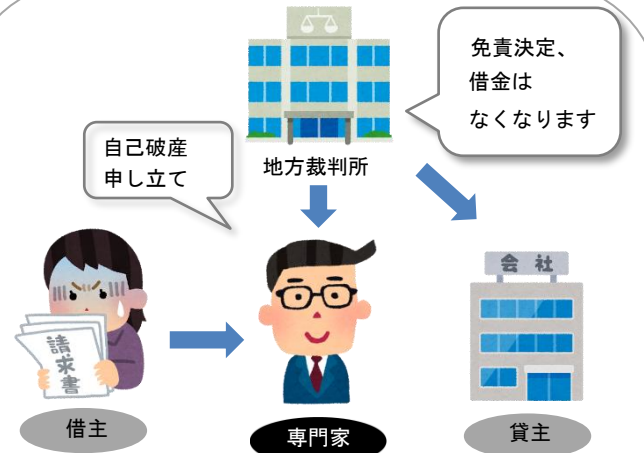


地方裁判所に申し立て、借金の一部を決められた期間で支払うことを条件に残りの借金を免除してもらいます。

長所：持ち家を残せる場合があることなど。

注意：手続きが複雑で、時間や費用がかかる場合がある。定期的な収入が必要。

## 4. 自己破産



地方裁判所に申し立て、財産があれば債権者に分配し、借金を全額免除してもらいます。

長所：免責許可が下りれば借金の返済義務がなくなる。一定の財産（99万円までの預貯金など）を残せる。

注意：住宅や自動車等の所有資産を失う可能性がある。



県では、11月下旬～12月上旬に、多重債務無料相談会を実施します！  
詳細は次号に掲載予定です。